



RESONA

【シンガポール駐在員事務所】

「シンガポールにおける外国人労働者の雇用規制強化について」

2014 年 1 月からエンプロイメントパス(EP: Employment Pass)カテゴリの中の Q1 の取得要件となる最低月額賃金が、従来の S\$3,000 から 10%引き上げられ月額 S\$3,300 となった。2011 年 7 月以来、複数回に渡り外国人就労ビザの発給基準の厳格化が行われてきたが、今回更に強化されることとなった。

尚、既存の EP(Q1)保持者で、今後満了となる外国人労働者の移管措置は以下の通りである。

- 2014 年 1 月 1 日から 2014 年 6 月 30 日の間に満了となる場合は、現行の要件で 1 回のみ 1 年有効の EP 更新を認める。
 - 2014 年 6 月 30 日以降は、新規資格要件が適用される。
- ただし、上記措置は EP 保持者が転職していない場合にのみ適用される。

また、上記に加え、2014 年 8 月 1 日より、エンプロイメントパス(EP)を取得する外国人の雇用について新たな規制が導入される(FCF: Fair Consideration Framework)。これは、一部の企業が労働者を雇用する際シンガポール人より外国人を優先する傾向があるとの国民の声に対して導入される仕組みで、具体的な措置としては、企業が専門職・管理職・経営幹部(PME)の外国人労働者を雇用する場合、EP の申請前に、シンガポール人向けに求人広告を出すことを義務付ける。求人広告は、労働力開発庁(WDA)が今年半ばに設置予定の求人データベースに掲載する。同データベースで最低 14 カレンダー日にわたり求人広告を掲載(会社自身もしくは代理のリクルート会社から)した後でないと、EP 申請はできない。EP 申請は、求人広告を締めてから 3 ヶ月以内まで可能である。尚、この求人データベースの利用は無料である。一方、従業員数 25 人以下の企業や、月額賃金が S\$12,000(約 97 万 2,000 円)以上の PME 職は対象外となる。

こうした外国人雇用規制の強化で、従業員の確保が切実な問題となりつつあり、シンガポールの競争力が損なわれるのではないかという声も一部の外国企業などからは上がっているが、政府は、生産性向上を図り、外国人労働力に依存しない、シンガポール人の雇用を生み出す質の高い経済成長を目指すものとしている。

【参考】主な就労許可書の種類

	EP(P1)	EP(P2)	EP(Q1)	S パス(エスパス)	WP(ワーキングパーミット)
対象	管理・専門職または個人事業主			一般職	工場作業員、建設現場労働者などのワーカー
申請条件	大学以上の学歴もしくは特殊スキルをお持ちの方			専門学校、短期大学もしくはそれらと同等かそれ以上の学歴を有する	適用労働者の国籍は、マレーシア、インド、スリランカ、タイ、バングラデシュ、ミャンマー、フィリピン、中国、台湾、韓国など。
最低基本給与	S\$8,000	S\$4,500	S\$3,300	S\$2,200	給与額は審査対象外
外国人労働者税					
2013 年 7 月から				月額 S\$300~S\$450	月額 S\$250~S\$750
2014 年 7 月から	-	-	-	月額 S\$315~S\$550	月額 S\$250~S\$950
2015 年 7 月から				月額 S\$330~S\$650	月額 S\$250~S\$1,050
配偶者ビザの申請条件	無条件	無条件	月給が S\$4,000 以上であること	月給が S\$4,000 以上であること	不可
配偶者ビザの対象者	・ 配偶者 ・ 21 歳以下未婚の子供	・ 配偶者 ・ 21 歳以下未婚の子供	・ 配偶者 ・ 21 歳以下未婚の子供	・ 配偶者 ・ 21 歳以下未婚の子供	-

以上

【出 所: Press Release Firms to Consider Singaporeans Fairly for jobs” MOM、新聞記事等】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
* 禁無断転載